

1. はじめに「フェニックス計画」とは

廃棄物処理の目的は、出来る限り発生抑制に努めるとともに、限りある地球資源を有効に活用する観点から資源化・再利用を進め、公衆衛生や生活環境の保全上支障が生じないように適正に処理することにある。そして、最終的には自然界において安定した状態に還元（埋立）することにある。しかしながら、大都市圏域及びその周辺地域においては、間断なく排出される膨大な廃棄物のための最終処分場の確保は年々深刻となり、処分場の遠隔化が進みつつある。

そこで、大都市圏域における逼迫しつつある最終処分場を海面処分場に求め広域的に処理するとともに、その処分場跡地を港湾整備に活用するために、昭和56年6月に「広域臨海環境整備センター法」（厚生省と運輸省の共管、センター法）が制定された。昭和57年3月には、同法に基づき、大阪湾においてセンター事業を実施する主体として、「大阪湾広域臨海環境整備センター」（大阪湾センター）が設立され、現在、順調に事業が進められている。なお、センター事業は、一般には「フェニックス」事業とも言われている。その由来は、「フェニックス」には、エジプト神話の不死鳥（500年ごとに神壇の上で自ら焼死に、また幼鳥となって甦るという。）と椰子科の観葉植物のふたつの意味があり、（焼却された）廃棄物による埋立地が緑なす土地として再生することを求めて、「フェニックス」事業と名付けられたものである。

2. 大阪湾センターについて

2. 1 処分実績

大阪湾センターは、近畿2府4県にまたがる広域処理対象区域内で排出される廃棄物の最終処分を平成元年度から行っており、平成7年度には、広域処理対象区域内から発生する一般廃棄物の最終処分量の約3割、産業廃棄物のうち上下水道汚泥の最終処分量の約6割、その他の産業廃棄物の約1割の受け入れを行い、近畿圏における廃棄物の安定的な処分のために重要な役割を果たしてきている。また、平成7年の阪神・淡路大震災に伴う災害廃棄物のうち約3、4割にあたる二百八十万トンを受け入れており、震災復興にも多大な貢献をしている。

2. 2 次期計画

大阪湾センターは、尼崎沖処分場（面積113ha、容量1,500万立米、平成元年より受入れ開始）と泉大津沖処分場（面積203ha、容量3,000万立米、平成3年より受入れ開始）の二つの海面処分場において、センター事業を行ってきたが、これらの既存処分場のうち管理型区画の埋立期間が平成10年までなので、今年3月には基本計画を変更して、新たに神戸沖に管理型埋立処分場（面積88ha、容量1,500万立米）を整備することとなった。

2. 3 環境保全対策の徹底

計画、施工、契約、受け入れの各段階に分けて環境保全対策をとりまとめて整理すると次のようになる。

（1）計画段階

- ・環境アセスメントの実施
- ・積み出し基地の分散と各基地からの海上輸送方式の採用
- ・廃棄物受け入れ基準の設定
- ・環境監視計画の作成

(2) 施工段階

- ・遮水性護岸（管理型区画）の採用
- ・汚濁防止膜の使用
- ・排水処理施設の設置
- ・除塵施設の設置（積み出し基地）
- ・工事中の環境監視の実施

(3) 契約段階

- ・契約申込時の事前審査（書類審査及び廃棄物の現地確認）
- ・受け入れ審査のための適正受入れ協議会の開催
- ・運搬車両の登録（原則として10t車）
- ・走行ルートの指定

(4) 受け入れ段階

- ・目視検査の実施
- ・展開検査、抜き取りによる迅速分析、精密化学分析の実施
- ・覆蓋の励行、フェニックス・ステッカーの掲示
- ・走行ルートの監視
- ・環境監視（水質、大気質、騒音、振動等）の実施
- ・環境監視結果の環境保全協議会への報告
- ・道路清掃、海面清掃の実施

3. 首都圏の廃棄物の広域移動について

廃棄物の排出量の増大、土地利用の高度化等から、廃棄物の最終処分場の確保は困難になっており、平成6年度の全国の最終処分場の残余年数は、一般廃棄物で8.7年、産業廃棄物で2.6年であった。

特に、首都圏では、一般廃棄物が5.2年、産業廃棄物が0.9年と逼迫した状況にあり、首都圏の廃棄物は、圏域を越えて移動し処分されていると考えられる。そこで、首都圏の廃棄物の広域移動に着目して、その状況をとりまとめた。

3. 1 首都圏の一般廃棄物の広域移動の状況

- ・平成6年度に全国の市町村が都道府県外の民間業者に最終処分を委託した量（都道府県外委託量）は、347,043トンとなっており、そのうち首都圏が286,271トンで約8割を占めていた。
- ・圏域内の市町村が圏域外の民間業者に委託した量（圏外委託量）で見ると、首都圏は124,428トンで、全国合計142,504トンの約9割を占めていた。
- ・都県別にみると、埼玉県、千葉県、神奈川県（圏）外委託量が多く、東京都、群馬県で少なくなっていた。
- ・移動先で見ると、首都圏外では、秋田県、広島県、長野県等に運搬されて最終処分されていた。

3. 2 首都圏の産業廃棄物の広域移動の概況（参考）

- ・首都圏の都県が産業廃棄物の処理業者等に対して行った処理実績等の調査結果（調査年度は自治体により異なる。）によると、中間処理又は最終処分のために都県外に運搬された産業廃棄物の量は約1,100万トンでこのうち首都圏外に運搬された量は約180万トン以上となっていた。（図）
- ・都県外に運搬された産業廃棄物は、建設廃材、汚泥等の建設廃棄物が中心となっていると推測され、主に埼玉県に運搬されて中間処理された後、東北地方等に運搬されて最終処分されていると考えられる。

4. 今後の対応

廃棄物の処理は、できる限りその排出地域に近いところで行われることが望ましいことから、厚生省としては、廃棄物の減量化、リサイクルの推進等を図るとともに、東京湾フェニックス計画の実現も含め、首都圏における廃棄物の安定的な処理の促進に努めることとしている。

(参考) 東京湾フェニックス計画

東京湾フェニックス計画については、昭和62年に運輸省と共同で「東京湾フェニックス計画の基本構想」をとりまとめ関係都県市に示し、首都圏サミットの中で検討が進められている。平成7年6月の首都圏サミットでは、「広域処理については、今後の検討項目の整理を行い、平成10年を目途に広域処理に係る総合的なまとめを行う」とされ、平成10年を目途に現在検討が進められている。

注) 首都圏サミット(七都県市首脳会議)：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市の各首長がメンバーで、毎年春(5月頃)と秋(11月頃)の2回開催されている。

首都圏の産業廃棄物の県外移動の状況

(5万トン/年以上)

